

にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な方針（素案）

1 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な方向

(1) にぎわいのあるまちづくりを推進するための基本的な方向

本県は、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、次の基本的な方向で施策を展開していく。

ア 大規模集客施設の適正立地

特に規模の大きな集客施設（以下「大規模集客施設」という。）は、多数の人々を広域から集めることや大規模な開発を行うことなどにより、立地場所周辺の環境に影響を及ぼすだけでなく、まちづくりに広域的な影響を及ぼすという特性を有している。

一方、小売商業施設が集積していない中山間地域等においては、大規模集客施設が生活利便施設として重要な役割を果たしている側面もある。

このため、地域の実情を勘案し、住民の日常生活での利便性の確保にも配慮した上で、広域の見地から、大規模集客施設の立地の誘導及び抑制を行う。

〔対象施設〕

床面積の合計が 10,000 m²を超える集客施設（条例の素案第 3 の 1）であって、小売業を行うための店舗面積の合計が 3,000 m²を超えるもの＝「特定施設」

イ 地域貢献

大型の商業施設の立地は、周辺での交通渋滞の発生など周辺環境への影響だけでなく、地域経済やまちづくりにも大きな影響を及ぼすことから、大型の商業施設は、地域活動への協力や撤退時の対応など地域貢献に取り組むことが必要である。

国においても、改正された中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に「事業者による中心市街地の活性化への取組」に係る責務規定が定められ、また、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号）」において「事業者のまちづくりへの貢献」について言及されたところであり、これらの趣旨も踏まえ、大型の商業施設に対し、自らの社会的責任の一環として地域貢献に取り組むよう求めることとする。

〔対象施設〕

小売業を行うための店舗面積の合計が 3,000 m²を超える集客施設（条例の素案第 3 の 1）＝「特定集客施設」

ウ にぎわい回復のための方策

中心市街地のにぎわい回復は、地域の特性を十分に把握し、住民に最も身近な行政主体である市町村が中心となり、関係者と連携し、次の観点から総合的に施策展開を図ることが重要である。

- ・ まちなか居住の促進、公共公益施設等の都市機能の集積、公共交通機関の利便性の向上、市街地の整備改善、商業の活性化等

(2) 関係主体の役割

ア 市町村

この方針に基づき、にぎわいのあるまちづくり市町村プラン（以下「市町村プラン」という。）を単独又は共同で策定し、大規模集客施設の適正な配置を図るとともに、中心市街地のにぎわい回復のための施策を計画的に実施するなど、まちづくりの主体としてイニシアティブを取りながら、関係団体や地域住民等の関係者と連携してにぎわいのあるまちづくりを推進するための取組を進める。

イ 県

複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす大規模集客施設について、広域の見地から適正立地を図るなど、市町村の枠を超えた広域的な課題に対応するとともに、市町村が実施するにぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策について、必要な協力を行う。

ウ 事業者

国や県、市町村が取り組む施策の実施に協力するとともに、地域社会の一員として、市町村や住民等と連携しながら地域貢献に取り組み、また、この基本方針の趣旨に沿った活動に努める。

2 特定施設の立地の誘導及び抑制に関する事項

(1) 立地の誘導及び抑制の基本的な考え方

特定施設の立地を誘導し、又は抑制する地域又は地区については、1 - (1)「にぎわいのあるまちづくりを推進するための基本的な方向」の考え方を踏まえ、次の観点から設定する。

ア 誘導地域及び誘導地区の考え方

「まちの顔」である中心市街地を核としたコンパクトなまちづくりを推進するため、

商業機能が本来立地すべき都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）を特定施設の立地を誘導する地域（誘導地域）に設定する。

なお、まちづくりの主体である市町村の意向を尊重する観点からは、市町村の地域の実情に応じた立地調整が図られる必要があり、商業機能が本来立地すべき用途地域以外の地域であることをもって一律に誘導地域として設定しないことが適当でないこともあり得る。したがって、商業機能が本来立地すべき用途地域以外の地域の中でも、市町村が特定施設の立地を誘導すべきものと判断した地区のうち一定の要件を満たすものにあつては、特定施設の立地を誘導する地区（誘導地区）に設定することができることとする。

イ 抑制地域及び抑制地区の考え方

前記のコンパクトなまちづくりの推進の観点から、商業機能が本来立地すべき用途地域以外の地域を特定施設の立地を抑制する地域（抑制地域）に設定する。

なお、市町村の地域の実情に応じた立地調整を図る観点から、商業機能が本来立地すべき用途地域の中でも、市町村が特定施設の立地を抑制すべきものと判断した地区のうち一定の要件を満たすものにあつては、特定施設の立地を抑制する地区（抑制地区）に設定することができることとする。

(2) 特定施設の誘導に関すること

にぎわいのあるまちづくりを推進するため、特定施設の立地について、次の誘導地域及び誘導地区において立地を促進する。

ア 誘導地域

都市計画法第8条第1項第1号の商業地域及び近隣商業地域

都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画の区域（特定施設の立地を可能とする区域に限る。）

イ 誘導地区

誘導地域以外の地域のうち、市町村が特定施設の立地を誘導すべきものと判断する地区であつて、次の要件を満たすもの

土地利用の現状、今後の市町村のまちづくりに当たつての当該地区の位置付け等を勘案し、特定施設の立地を誘導することが適当と認められるものであること。

条例の素案第5の2の(3)による手続を経て、市町村プランに位置付けられたものであること。

(3) 特定施設の抑制に関すること

にぎわいのあるまちづくりを推進するため、特定施設の立地について、次の抑制地域及び抑制地区において立地を抑制する。

ア 抑制地域

(2) - ア「誘導地域」に掲げる地域以外の地域（当該地域において誘導地区が設定されている場合にあっては、当該地域のうち当該誘導地区を除いた地域に限る。）

イ 抑制地区

誘導地域のうち市町村が特定施設の立地を抑制すべきものと判断する地区であって、次の要件を満たすもの

土地利用の現状、今後の市町村のまちづくりに当たっての当該地区の位置付け等を勘案し、特定施設の立地を抑制することが適当と認められるものであること。

条例の素案第5の2の(3)による手続を経て、市町村プランに位置付けられたものであること。

3 市町村が定める基本的なプランの指針となるべき事項

(1) 市町村プランの基本的な考え方

ア 市町村プランの性格

市町村がにぎわいのあるまちづくりの推進と調和した特定施設の適正な配置を推進するための基本的な方針を示すものである。

イ 対象市町村の範囲

共同又は単独ですべての市町村において策定することができる。

ウ 対象区域の範囲

市町村の区域全体を対象とする。

エ 市町村プラン策定に当たっての留意事項

住民等の意見が十分反映されるよう努めること。

特定施設は市町村の区域を越えて他の市町村にも影響を与えることから、複数の市町村が共同で市町村プランを策定するなど、広域的な合意形成に努めることが望ましいこと。

(2) 市町村プランの記載事項

ア にぎわいのあるまちづくりの推進に関する方針

市町村の実情を踏まえ、にぎわいのあるまちづくりの推進に当たっての基本的な方針及び市町村プランの策定の必要性を明記すること。

イ 特定施設の立地の誘導及び抑制に関する事項のうち地区に関するもの

特定施設の誘導を図る地区

特定施設の立地を誘導する地区及び土地利用の現状、今後の市町村のまちづくりに当たっての当該地区の位置付け等を明記すること。

特定施設の抑制を図る地区

特定施設の立地を抑制する地区及び土地利用の現状、今後の市町村のまちづくりに当たっての当該地区の位置付け等を明記すること。

ウ その他にぎわいのあるまちづくりの推進に関し必要な事項

にぎわいのあるまちづくりの推進のための施策に関する事項や市町村プランの定期的な見直しに関する事項などを明記すること。

4 地域貢献に関する事項

(1) 地域貢献の取組の内容

大型の商業施設の設置者に対し、次の書面の提出を求めるとともに、その内容を公表する。

ア 地域貢献計画

イ 地域貢献の実施状況

(2) 地域貢献の内容

大型の商業施設が行う地域貢献は、大型の商業施設が自主的・主体的に行うものであるが、まちづくりの基本的な考え方や条例の目的、さらには地域住民等が一般的に期待する内容と合致することが望ましいことから、県として期待する項目及び内容を例示した「地域貢献ガイドライン」を別に定める。